



ネット上のいじめ対応～未然防止・早期発見・早期対応～

ネット上のいじめ対応についても、日頃からチェックをしっかりと行うと共に、発見した場合には**迅速かつ適切な対応**が必要です。今月号では、ネット上のいじめを発見した場合の対応について事例をもとにお伝えします。

ネット上でのいじめを発見した場合

●事例の経過と対応



ネット上のいじめであっても、他のいじめ事案と同様に、**組織でしっかり対応**します。

①対応・事実確認

- ・いじめ対策委員会の設置
- ・該当児童生徒へ**複数で対応**



②情報の集約・指導

- ・聞き取り内容の集約による事実の把握
- ・問題のある画像や文章について、**専門機関**からアドバイスをもらいながら該当児童生徒への指導
- ・保護者と話し合い、**削除を実施**



③継続指導・経過観察

- ・人間関係の改善に向けた**継続的指導**の実施
- ・再発の可能性を考え注視



●特殊性を生かした指導のポイント



学校としての対応について、**学校全体での共通理解を日頃から確保**していくこと

被害・加害児童生徒や保護者への具体的な対応例

	被害	加害
児童生徒	思いを受け止め、支援を約束する。	ネットいじめは許されない行為であることを指導し、法に触れる可能性があることを理解させる。
保護者	解決に向けた学校の方針を明確に伝える。全力をあげて守る姿勢を示す。	家庭での指導を要請するとともに、今後の学校の指導の方向性を伝える。



書き込みや画像等への対応について、**専門機関と連携し、迅速で適切に行う**こと

必要に応じて連携していく専門機関の例

- 教育委員会
- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー
- 教育支援センター
- 医療機関
- 福祉関係機関
- 児童相談所



鳥取県警察本部
サイバー犯罪対策係
0857-23-0110
(警察本部代表電話)

各学校で、ネット上のいじめ対応について「いじめ防止基本方針」に記載されているかどうかを確認し、周知してください。

「鳥取県いじめ対応マニュアル」には、書き込み等の削除の手順、ネット上の書き込み等の削除に関わる法律、その他の事例等も掲載しておりますので参考にいただき、**全教職員で組織的な対応へつなげましょう。**

